

件名

事業所等の自衛水防を支援します！

～ 水防法改正に伴う支援体制の強化 ～

概要

7月11日から施行される改正水防法において、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等（以下、「事業所等」）については、避難確保計画又は浸水防止計画の作成等の自衛水防の措置を行うことが盛り込まれました。

このため、近畿地方整備局では、平成17年1月に河川関係事務所に設置した「災害情報普及支援室」を相談窓口とし、事業所等の自衛水防の取組を積極的に支援することで、地域水防力の向上を図っていきます。

【ポイント】

○背景

- ・全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中で、多様な主体の参画による地域の水防力の強化が求められていたことから、第183回国会において、水防法が改正されました。
- ・今般の法改正により、市町村地域防災計画に定められた事業所等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととなります。

○災害情報普及支援室

- ・平成17年1月に各河川事務所に設置した「災害情報普及支援室」を事業所等の自衛水防に係る相談窓口として、事業者等の自衛水防の取組を積極的に支援します。（別紙参照）

取扱い

配布場所

- ・近畿建設記者クラブ
- ・神戸民放記者クラブ
- ・兵庫県政記者クラブ
- ・中播磨県民局庁舎内記者室
- ・西播磨県民局記者クラブ
- ・京都府政記者室
- ・宮津市政記者クラブ
- ・奈良県政記者クラブ
- ・和歌山県地方新聞記者クラブ
- ・新宮中央記者会
- ・伊賀記者会
- ・大手前記者クラブ
- ・みなと記者クラブ
- ・北播磨県民局記者クラブ
- ・東播磨県民局庁舎内記者室
- ・但馬県民局記者クラブ
- ・福知山市政記者クラブ
- ・綾部新聞記者クラブ
- ・五條市政記者クラブ
- ・和歌山県政放送記者クラブ
- ・新宮記者クラブ
- ・名張市政記者クラブ
- ・神戸海運記者クラブ
- ・豊岡市政記者クラブ
- ・舞鶴市政記者クラブ
- ・滋賀県政記者クラブ
- ・和歌山県政記者クラブ
- ・三重県政記者クラブ
- ・福井県政記者クラブ

問合せ先

近畿地方整備局 河川部 水災害予報センター
 (代表) センター長 中村 文彦 (内線3521)
 洪水予測専門官 榎本 博行 (内線3522)
 TEL 06-6942-1141 (代表)
 TEL 06-6944-8853 (直通)

事業所等の自衛水防を支援します！

～水防法改正に伴う支援体制の強化～

7月11日から施行される改正水防法において、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等（以下、「事業所等」）については、避難確保計画又は浸水防止計画の作成等の自衛水防の措置を行うことが盛り込まれました。

このため、近畿地方整備局では、河川関係事務所に設置されている「災害情報普及支援室」を相談窓口とし、事業所等の自衛水防の取組を積極的に支援することで、地域水防力の向上を図っていきます。

【ポイント】

○背景

- ・全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中で、多様な主体の参画による地域の水防力の強化が求められていたことから、第183回国会において水防法が改正されました。
- ・今般の法改正により、市町村地域防災計画に定められた事業所等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととなります。

○災害情報普及支援室

- ・平成17年に洪水ハザードマップの普及支援のために河川関係事務所に設置した「災害情報普及支援室」を自衛水防の窓口として、事業者等の自衛水防の取組を積極的に支援します。

(別紙参照)

代表 問い合わせ先：国土交通省近畿地方整備局 河川部

代表電話06-6942-1141 直通06-6944-8853

水災害予報センター センター長 中村 文彦 (内線 3521)

洪水予測専門官 榎本 博行 (内線 3522)

○災害情報普及支援室について

(1) 業務内容

- 一 河川等のハザードマップの作成、洪水予報等の情報伝達に関する市町村への技術支援
- 二 避難確保計画又は浸水防止計画の作成を行う施設の所有者又は管理者への技術支援
- 三 その他、災害情報を普及するために必要な支援

(2) 構成

※別紙2参照

(3) 自衛水防に係る事業所等

事業所等 (浸水想定区域内で市町村 地域防災計画に記載)	地下街等	高齢者、障害者、乳 幼児等の要配慮者 利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの)
措置の義務づけ	義務	努力義務	努力義務
措置の目的	避難の確保 浸水の防止	避難の確保	浸水の防止
措置の内容	計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置		
公共側からの支援 措置	市町村長から洪水予報等の情報を事業所等の所有者・管理者、自衛水防組織の構成員に直接伝達		

(4) 想定される支援内容例

- 事業所等の所有者又は管理者による避難確保計画又は浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置及び訓練の実施を行おうとする際の技術的な助言
- 当該事業所等の訓練と併せた洪水予報等の情報の伝達訓練の実施
等

(別紙2)

災害情報普及支援室長一覧

水系名	事務所	役職	氏名	問い合わせ先	
九頭竜川・北川	福井河川国道事務所	副所長	宇野 孝一	0776-35-2661	
淀川	桂川・木津川下流・宇治川・本川	淀川河川事務所	副所長	久内 伸夫	072-843-2861
	野洲川・瀬田川	琵琶湖河川事務所	副所長	北野 正朗	077-546-0844
	木津川上流	木津川上流河川事務所	副所長	竜門 俊次	0595-63-1611
	猪名川	猪名川河川事務所	副所長	福岡 成和	072-751-1111
由良川	福知山河川国道事務所	副所長	竹中 一滋	0773-22-5104	
大和川	大和川河川事務所	副所長	山本 佳也	072-971-1381	
揖保川・加古川	姫路河川国道事務所	副所長	松田 晋次	079-282-8211	
円山川	豊岡河川国道事務所	副所長	佐久間 維美	0796-22-3126	
紀の川	和歌山河川国道事務所	副所長	新川 良治	073-424-2471	
熊野川	紀南河川国道事務所	副所長	由井 伸直	0739-22-4564	